

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第109期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	丸全昭和運輸株式会社
【英訳名】	Maruzen Showa Unyu Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野口 正剛
【本店の所在の場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045(671)5879
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 健一
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045(671)5879
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第108期 第3四半期連結 累計期間	第109期 第3四半期連結 累計期間	第108期 第3四半期連結 会計期間	第109期 第3四半期連結 会計期間	第108期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益(百万円)	60,300	64,459	20,925	22,089	81,152
経常利益(百万円)	2,270	3,177	926	1,221	3,199
四半期(当期)純利益(百万円)	1,231	1,938	435	831	1,942
純資産額(百万円)	-	-	52,405	54,093	53,582
総資産額(百万円)	-	-	91,954	94,478	94,036
1株当たり純資産額(円)	-	-	577.38	595.82	590.30
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	13.59	21.39	4.80	9.18	21.44
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	11.98	18.86	4.23	8.09	18.90
自己資本比率(%)	-	-	56.91	57.15	56.89
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,063	2,096	-	-	5,495
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,870	2,318	-	-	1,912
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,188	1,555	-	-	1,386
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	11,081	12,458	14,279
従業員数(人)	-	-	3,229	3,266	3,192

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,266	(474)
---------	-------	-------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,170	(285)
---------	-------	-------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）の営業品目は広範囲かつ多種多様であり、同種のサービスであっても、その内容等は必ずしも一様ではなく、同一形態をとらないサービスも多いため、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）業績の状況」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事実等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国での内需拡大による輸出の増加や生産の持ち直し、また景気対策の効果などにより緩やかながらも回復基調で推移しました。しかしながら、急激な円高の進行、厳しい雇用・所得環境やデフレ傾向の長期化、景気対策の駆け込み需要の反動などにより、景気の先行きは不透明感が残る状況が続いております。

一方、物流業界におきましても国際貨物の輸送量は増加に転じているものの年度後半に入り、増加のペースが鈍化してきております。また、国内貨物の輸送量は個人消費の持ち直しにより消費関連貨物が増加になりましたが、公共投資の削減などにより建設関連貨物は低迷しており、依然として厳しい状況が続きました。

このようななかで、当社グループは平成22年度を初年度とする3か年にわたる第四次中期経営計画を策定し、4月から実施しております。本計画においては、近い将来「連結売上1,000億円超」のハードルを越えるため、この3か年は「基盤を強化し、品質を高め、売上を拡大する」という成長サイクルの循環を意識して、1.売上の拡大 2.物流品質の維持・向上 3.企業基盤の強化の三点を重点施策として、収益目標の達成に取り組んでおります。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は22,089百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は1,104百万円（前年同期比37.7%増）、経常利益は1,221百万円（前年同期比31.8%増）、そして四半期純利益は831百万円（前年同期比91.2%増）となりました。

セグメント別の状況につきましては、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等を適用しておりますが、これによる事業区分へ与える影響はないため、前年同四半期比較を行っております。

<物流事業>

貨物自動車運送事業については、京浜地区では建設重機等の輸出入取扱い増加や鉄鋼等の増産による輸送量の増加があり、また住宅建材の増産や精密機器、日用雑貨品、食品等の取扱い増加もあり、増収となりました。

港湾運送事業については、京浜地区では建設重機等の輸出が大幅に増加し、大型プラント案件も受注が増加し、更に、ステンレス屑や鉄鋼原料・特殊鋼等の輸入も増加しました。また石炭運搬船の取扱いが増加し、青果物の輸入取扱いも増加しました。中部地区では中国・アジア向けの化成原料等の輸出増加があり、増収となりました。

倉庫業については、衣料・寝装具の取扱い増加による保管増やステンレス屑・鉄鋼原料・非鉄金属等取扱いが増加し、また精密機器の取扱い増加もあり、増収となりました。

その他の物流付帯事業については、外航船事業では大型プラント案件の受注増や、ステンレス屑・鉄鋼原料・特殊鋼等の輸入増加により増収となりました。梱包事業では、精密機器の輸出船積梱包業務を受注し増収となりました。内航船事業では、小麦・大麦の取扱いが増加し増収となりました。荷捌事業では、オフィス用品の業務終了もあり減収となり、物流付帯事業全体では、増収となりました。その結果、物流事業の売上高は前年同期比7.8%増収の17,923百万円、営業利益は前年同期比34.1%増益の761百万円となりました。

<構内作業及び機械荷役事業>

構内作業については、京浜地区では得意先工場での生産が増大し、それに伴い作業量の増加がありました。また派遣契約からの切替えによる増加も見られ、構内作業は増収となりました。

機械荷役事業については、新規クレーン作業の微増もありましたが、大型案件の終了により減収となりました。構内作業及び機械荷役事業全体では、増収となりました。

その結果、構内作業及び機械荷役事業の売上高は前年同期比0.3%増収の3,395百万円、営業利益は前年同期比110.2%増益の217百万円となりました。

<その他事業>

地代収入については、契約スペース増床や形態見直しによる増加がありました。建設事業では、大型案件の減少により減収となりました。派遣事業では、派遣契約の見直しにより減収となりました。その他事業全体では、減収となりました。

その結果、その他事業の売上高は前年同期比16.0%減収の770百万円、営業利益は前年同期比4.2%減益の124百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期の総資産は、94,478百万円と前連結会計年度末に比べ442百万円増加しました。

このうち、流動資産は33,304百万円となり、前連結会計年度末に比べ818百万円増加しました。主な要因は有価証券が前連結会計年度末に比べ2,599百万円増加、受取手形及び営業未収金が2,110百万円増加、現金及び預金が3,920百万円減少したことによります。また固定資産は61,174百万円となり前連結会計年度末に比べ375百万円減少しました。

流動負債は27,811百万円となり、前連結会計年度末に比べ846百万円増加しました。主な要因は前連結会計年度末に比べ未払法人税等が638百万円増加、その他に含まれる預り金が321百万円増加、未払費用が252百万円増加、賞与引当金が491百万円減少したことによります。また固定負債は12,573百万円となり前連結会計年度末に比べ914百万円減少しました。その主な要因は資産除去債務が581百万円増加、長期借入金が755百万円減少、退職給付引当金が409百万円減少、繰延税金負債が397百万円減少したことによるものです。

当第3四半期の純資産は、54,093百万円と前連結会計年度末と比べ511百万円増加しました。主な要因は、利益剰余金が前連結会計年度末に比べ1,199百万円増加し、その他有価証券評価差額金が656百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末より2,128百万円減少し、12,458百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は58百万円（前年同期比358百万円の減少）となりました。

これは、主に税金等調整前四半期純利益1,232百万円、減価償却費793百万円の計上および、売上債権の増加額2,146百万円等を反映したものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,363百万円（前年同期比908百万円の増加）となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出額479百万円、投資有価証券の取得による支出額967百万円を反映したものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は687百万円（前年同期比61百万円の増加）となりました。

これは、主に借入金の減少額285百万円および配当金の支払額369百万円を反映したものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

《当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入について》

当社は、平成20年5月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定め、本プランの導入を株主総会の決議事項とすると共にそれを踏まえた定款の一部変更について決議しました。その上で、平成20年6月27日開催の第106期事業年度に係る定時株主総会の議案として上程し、株主の承認を得た上で発効いたしました。また併せて定款も変更しております。

1. 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和6年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、物流は公益に深く関わった事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取り組み強化、にあると考えております。

まず、の物流サービスの構築力と提案力は、物流と情報の一元化を可能とする3PL（サードパーティロジスティクス）システム（当社では、“マルゼンロジスティクスパートナー”の頭文字をとって“MLPシステム”と呼称）をツールとして物流システムのオーダーメイドを実現し、お客様から高い評価を得ております。

次に、の高品質な現場力では、お客様からお預かりする貨物の特性に精通した物流管理能力に優れた人財と個々の作業に類まれな技術力を発揮する技術者を配置し、高品質な物流サービスを提供することにより長年に亘りお客様から厚い信頼を頂いております。

又、のCSRへの取り組み強化では、内部統制システムの構築とともにCSR推進体制としてCSR推進会議（議長：社長）を設置し、下部委員会としてコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、個人情報保護管理委員会、安全衛生推進委員会、環境委員会、物流品質委員会を置き、CSRに関する整合性の取れた組織的な取り組みにより社会的責任を全うできる企業体を構築しております。

このような創業以来の当社及び当社グループの取り組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっております。当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めることになり、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組み

(1) 本プラン導入の目的

当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉を確保するために、本プランを導入するものであり、本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、現時点において、当社株式の大規模買付行為が行われた事実はありません。

(2) 本プランの内容

本プランに係る手続き

イ．対象となる大規模買付等

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められている手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

()当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

ロ．「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文書等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

ハ．「本必要情報」の提供

上記ロ．の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社が別途定める手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。

ニ．取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

()対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

()その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記() ()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には、最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様が代替案を提示することもあります。

ホ．取締役会の決議

当社取締役会は、上記ニ．の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

()買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

()買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、対応措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様が意思を確認するために下記へ、に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記へ、に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

() 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められ

る場合

当社取締役会は、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

へ．株主意思の確認

当社取締役会は、上記ホ．()に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日(以下「投票基準日」といいます。)を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

ト．対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記ホ．の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、() 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は() 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

チ．大規模買付等の開始

買付者等は、上記イ．からへ．に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ホ．に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記?ト．に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、原則として、第106回定時株主総会から平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4. 上記2及び3の取り組みについての取締役等の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記2及び3の取り組みが上記1の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されていること

本プランは、上記3(1)に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは第106回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で導入をいたしており、上記3(2)に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分に反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、上記3(2)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3(2)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

本新株予約権の無償割当て時には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗処置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	197,000,000
計	197,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	98,221,706	98,221,706	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	98,221,706	98,221,706	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成17年12月5日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,195,121
新株予約権の行使時の払込金額(円)	410
新株予約権の行使期間	自平成18年2月1日 至平成23年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 410 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件	当社が本債券につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部については、行使請求できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本新株予約権または社債のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)本新株予約権付社債は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1)この新株予約権付社債は、株価の下落により、新株予約権の行使時の払込金額が修正され、新株予約権の行使目的となる株式の数が増加します。
- (2)転換価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：東京証券取引所における平成19年12月22日までの5連続取引日の株価終値平均値
修正の頻度：発行後1回
- (3)転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限
転換価額の下限：410円（修正は終了しております。）
新株予約権の目的となる株式の数の上限
12,195,121株（平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式数の12.4%）
- (4)当社の決定による本新株予約権付社債の全額繰上償還を可能とする旨の条項はありません。
- (5)権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間で、平成23年3月30日までに権利行使できる新株予約権の数の上限を5,000個とすることを合意しております。
- (6)当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当ありません。
- (7)当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当ありません。
- (8)その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておられませんので記載はあり

ません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	98,221,706	-	9,117	-	7,842

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ

ん。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,930,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 149,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 91,494,000	91,494	同上
単元未満株式	普通株式 648,706		同上
発行済株式総数	98,221,706		
総株主の議決権		91,494	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 丸全昭和運輸株式会社	横浜市中区南仲通 二丁目15番地	5,930,000		5,930,000	6.03
(相互保有株式) 国際埠頭株式会社	横浜市中区豊浦町 3番地	149,000		149,000	0.15
計	-	6,079,000		6,079,000	6.19

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	349	350	316	298	296	295	284	263	279
最低(円)	331	285	281	276	267	267	250	235	247

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,059	9,980
受取手形及び営業未収金	4 18,691	16,580
有価証券	6,414	3,814
貯蔵品	115	105
前払費用	636	506
繰延税金資産	666	556
その他	791	1,005
貸倒引当金	70	64
流動資産合計	33,304	32,486
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 22,319	1 22,651
機械及び装置(純額)	1 1,828	1 1,442
車両(純額)	1 695	1 781
工具、器具及び備品(純額)	1 58	1 63
リース資産(純額)	1 485	1 375
土地	16,814	16,813
建設仮勘定	78	36
有形固定資産合計	42,280	42,164
無形固定資産		
のれん	3 67	3 99
その他	1,143	1,440
無形固定資産合計	1,210	1,540
投資その他の資産		
投資有価証券	12,280	12,274
長期貸付金	154	212
繰延税金資産	22	18
その他	5,258	5,443
貸倒引当金	31	104
投資その他の資産合計	17,683	17,845
固定資産合計	61,174	61,550
資産合計	94,478	94,036

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	4 8,141	7,959
短期借入金	9,738	9,694
1年内償還予定の社債	5,014	5,014
未払金	564	546
未払法人税等	907	269
未払消費税等	232	348
未払費用	1,706	1,454
賞与引当金	626	1,118
役員賞与引当金	1	1
その他	878	557
流動負債合計	27,811	26,965
固定負債		
社債	79	86
長期借入金	8,256	9,012
繰延税金負債	1,499	1,897
退職給付引当金	1,124	1,534
役員退職慰労引当金	7	4
資産除去債務	581	-
その他	1,025	954
固定負債合計	12,573	13,488
負債合計	40,385	40,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,117	9,117
資本剰余金	7,848	7,848
利益剰余金	37,988	36,788
自己株式	2,173	2,171
株主資本合計	52,780	51,582
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,506	2,163
為替換算調整勘定	296	251
評価・換算差額等合計	1,210	1,912
少数株主持分	103	87
純資産合計	54,093	53,582
負債純資産合計	94,478	94,036

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業収益	60,300	64,459
営業原価	55,566	58,828
営業総利益	4,733	5,630
販売費及び一般管理費	1 2,754	1 2,764
営業利益	1,978	2,866
営業外収益		
受取利息	20	10
受取配当金	269	233
持分法による投資利益	135	199
雑収入	116	115
営業外収益合計	540	558
営業外費用		
支払利息	214	197
雑支出	34	51
営業外費用合計	249	248
経常利益	2,270	3,177
特別利益		
固定資産売却益	16	50
立退に伴う受取補償金	54	-
貸倒引当金戻入額	33	25
関係会社清算益	-	116
特別利益合計	103	192
特別損失		
固定資産除売却損	21	96
投資有価証券評価損	307	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	222
特別損失合計	329	319
税金等調整前四半期純利益	2,044	3,050
法人税、住民税及び事業税	486	1,162
法人税等調整額	314	66
法人税等合計	800	1,096
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,954
少数株主利益	11	15
四半期純利益	1,231	1,938

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業収益	20,925	22,089
営業原価	19,229	20,096
営業総利益	1,695	1,992
販売費及び一般管理費	1 893	1 888
営業利益	801	1,104
営業外収益		
受取利息	6	2
受取配当金	61	88
持分法による投資利益	81	52
雑収入	48	52
営業外収益合計	198	196
営業外費用		
支払利息	71	64
雑支出	2	14
営業外費用合計	73	78
経常利益	926	1,221
特別利益		
固定資産売却益	5	7
投資有価証券評価損戻入益	-	57
立退に伴う受取補償金	54	-
貸倒引当金戻入額	72	12
特別利益合計	132	76
特別損失		
固定資産除売却損	11	65
投資有価証券評価損	307	-
特別損失合計	319	65
税金等調整前四半期純利益	740	1,232
法人税、住民税及び事業税	246	404
法人税等調整額	56	10
法人税等合計	302	394
少数株主損益調整前四半期純利益	-	838
少数株主利益	2	6
四半期純利益	435	831

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,044	3,050
減価償却費	2,687	2,317
のれん償却額	32	32
関係会社清算損益(は益)	-	116
退職給付引当金の増減額(は減少)	398	409
受取利息及び受取配当金	289	243
支払利息	214	197
持分法による投資損益(は益)	135	199
固定資産除売却損益(は益)	5	45
売上債権の増減額(は増加)	1,234	2,140
たな卸資産の増減額(は増加)	28	10
仕入債務の増減額(は減少)	204	191
未払消費税等の増減額(は減少)	206	116
その他の流動資産の増減額(は増加)	180	361
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	222
その他	292	60
小計	2,894	2,520
利息及び配当金の受取額	308	264
利息の支払額	227	205
法人税等の支払額	912	482
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,063	2,096
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	903	1,496
有形固定資産の売却による収入	32	136
無形固定資産の取得による支出	150	155
投資有価証券の取得による支出	527	985
貸付けによる支出	39	73
関係会社の清算による収入	-	116
その他	281	140
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,870	2,318
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	106	62
長期借入れによる収入	859	187
長期借入金の返済による支出	1,148	837
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	4	3
配当金の支払額	738	738
少数株主への配当金の支払額	0	0
その他	50	102
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,188	1,555
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	43
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	997	1,820
現金及び現金同等物の期首残高	12,079	14,279
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,081	12,458

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、スリーエル(株)(連結子会社)は武州運輸倉庫(株)(連結子会社)に吸収合併されたことにより、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 22社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益は、それぞれ34百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は256百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は545百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>
	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
一般債権の貸倒見積高の見積方法	当第3四半期連結会計期間期末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、52,412百万円 であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、51,258百万円 であります。
2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対 し、債務保証を行っております。 ㈱ワールド流通センター 704百万円 青海流通センター(株) 141 計 846	2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対 し、債務保証を行っております。 ㈱ワールド流通センター 783百万円 青海流通センター(株) 150 計 933
3 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記載 しております。 なお、相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 75百万円 負ののれん 8百万円	3 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記載 しております。 なお、相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 119百万円 負ののれん 19百万円
4 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につ いては、手形交換日をもって決済処理をしており ます。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融 機関の休日であったため、次の四半期連結会計期 間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に 含まれております。 受取手形 140百万円 支払手形 24百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。
役員報酬 398百万円	役員報酬 387百万円
給料 917	給料 938
賞与 141	賞与 192
外注人件費 110	外注人件費 91
業務委託費 160	業務委託費 97
減価償却費 114	減価償却費 143
その他 911	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。
役員報酬 127百万円	役員報酬 130百万円
給料 303	給料 311
賞与 44	賞与 59
外注人件費 32	外注人件費 29
業務委託費 35	減価償却費 47
減価償却費 41	
その他 308	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 7,483百万円	現金及び預金勘定 6,059百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来す る短期投資(有価証券) 3,098	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来す る短期投資(有価証券) 6,398
流動資産のその他に含まれる運用期間が 3ヶ月以内の信託受益権 500	流動資産のその他に含まれる運用期間が 3ヶ月以内の信託受益権 -
現金及び現金同等物 11,081百万円	現金及び現金同等物 12,458百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 98,221千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,606千株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 12,195千株
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 5,000百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	369	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	369	4.0	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

(前第3四半期連結会計期間)

	(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)					
	物流事業 (百万円)	構内作業及び 機械荷役事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	16,621	3,386	916	20,925	-	20,925
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	106	106	(106)	-
計	16,621	3,386	1,023	21,031	(106)	20,925
営業利益	568	103	130	801	(-)	801

(前第3四半期連結累計期間)

	(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)					
	物流事業 (百万円)	構内作業及び 機械荷役事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	47,384	10,166	2,750	60,300	-	60,300
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	320	320	(320)	-
計	47,384	10,166	3,070	60,621	(320)	60,300
営業利益	1,271	310	396	1,978	(-)	1,978

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は事業の内容及びその相互関連性に基づき区分しております。

2. 各事業区分の主な事業の内容

事業区分	主要な事業内容
物流事業	貨物自動車運送事業、貨物自動車利用運送事業、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、船内荷役事業、船運送事業、沿岸荷役事業、倉庫業、鉄道利用運送事業、通関業、梱包業、海上運送事業、内航海運業、内航海運利用運送事業、航空利用運送業、航空運送代理店業
構内作業及び機械荷役事業	工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸
その他事業	建設業、警備業、産業廃棄物処理業、不動産業、保険代理業、自動車整備業

3. 会計処理基準に関する事項の変更

前第3四半期連結累計期間

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しております。この変更に伴う各セグメントに与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

海外売上高は、売上高の10%未満のため、その記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

海外売上高は、売上高の10%未満のため、その記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当社は、物流事業、構内作業及び機械荷役事業、その他事業に区分され、連結子会社は、各々独立した事業単位として、当社の取締役会により定期的に検討が行なわれ、各々包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、当社の上記の区分および連結子会社を基礎としたサービス別事業セグメントから構成されており、事業活動の内容および経営環境に関して適切な情報を提供するため、経済的特徴およびサービス等の要素が概ね類似する複数の事業セグメントを集約し、「物流事業」、「構内作業及び機械荷役事業」の2つを報告セグメントとしております。

報告セグメントのサービスの種類は次のとおりであります。

報告セグメント	サービスの種類
物流事業	貨物自動車運送事業、利用運送事業（貨物自動車・鉄道・外航海運・内航海運・航空）、港湾運送事業（一般港湾運送・港湾荷役（船内、沿岸）・艇運送）、倉庫業、通関業、梱包業、海上運送事業、航空運送代理店業
構内作業及び機械荷役事業	工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附随する諸作業並びに機械の賃貸

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注3)
	物流事業	構内作業及び 機械荷役事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	51,618	10,540	62,159	2,300	64,459	-	64,459
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	329	329	329	-
計	51,618	10,540	62,159	2,629	64,788	329	64,459
セグメント利益	1,954	535	2,489	377	2,866	-	2,866

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設業、警備業、産業廃棄物処理業、不動産業、保険代理業、自動車整備業等のサービスを実施しております。

2. 調整額 329百万円は、セグメント間取引消去額であります。

3. セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益であります。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注3)
	物流事業	構内作業及び 機械荷役事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	17,923	3,395	21,319	770	22,089	-	22,089
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	112	112	112	-
計	17,923	3,395	21,319	882	22,202	112	22,089
セグメント利益	761	217	979	124	1,104	-	1,104

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設業、警備業、産業廃棄物処理業、不動産業、保険代理業、自動車整備業等のサービスを実施しております。

2. 調整額 112百万円は、セグメント間取引消去額であります。

3. セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

賃貸等不動産において、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

四半期連結会計期間末の時価 5,776百万円

四半期連結貸借対照表計上額 4,821百万円

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	595.82円	1 株当たり純資産額	590.30円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	13.59円	1 株当たり四半期純利益金額	21.39円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	11.98円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	18.86円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり
であります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	1,231	1,938
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	1,231	1,938
期中平均株式数 (千株)	90,631	90,619
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	0	0
(うち支払利息 (税額相当額控除後))	-	-
(うち事務手数料 (税額相当額控除後))	(0)	(0)
普通株式増加数 (千株)	12,195	12,195
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.80円	1株当たり四半期純利益金額	9.18円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	4.23円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	8.09円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	435	831
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	435	831
期中平均株式数(千株)	90,627	90,617
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	0	0
(うち支払利息(税額相当額控除後))	-	-
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	(0)	(0)
普通株式増加数(千株)	12,195	12,195
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・369百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・4円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成22年12月10日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

丸全昭和運輸株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 義則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸全昭和運輸株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

丸全昭和運輸株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 義則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸全昭和運輸株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。